

荻窪地区民センター協議会会則

荻窪地区民センター協議会

令和 7 年 4 月 22 日改正

目 次

1. 本会則の改正経緯と新しい会則の移行・制定について	1
2. 会則	2
3. 会則別表 地域	7
4. 萩窪地区民センター協議会範囲図	8

本会則の改正経緯と新しい会則への移行・制定について

- 1、 昭和53年10月11日に施行された荻窪地域運営協議会会則は平成4年4月1日に荻窪地域集会施設運営協議会会則として改正施行された。
- 2、 平成22年4月1日に荻窪地域集会施設運営協議会の運営体制と組織および名称変更に伴い、荻窪地域区民センター協議会会則として改正施行された。
- 3、 本会則は、長期に亘り旧会則の改正をすることにより煩雑で理解しにくい点が多々見られる。そこで今までの会則・規則改正を調査・精査・整理した上で、従来の会則改正点も考慮しつつ、新たな会則および規則として制定する。
今後はこの会則・規則を元とする。
- 4、 本会則は荻窪地域区民センター協議会会則として平成30年4月1日に施行する。

(平成30年5月11日総会議決)

補足説明

荻窪地域集会施設運営協議会への名称改正の施行期日について

当運営協議会の名称改正は、平成4年5月8日の総会において決定されたところである。ところが、杉並区条例において、荻窪地域区民センター及び本天沼区民集会所の運営を委託する団体としての当運営協議会の名称が、荻窪地域区民センター運営協議会から荻窪地域集会施設運営協議会と改正、施行されるのは、平成4年7月1日と予定されている。そこで、杉並区との運営委託契約関係上の名称については、区条例の改正、施行に合わせ、平成4年6月30日までは荻窪地域区民センター運営協議会とし、平成4年7月1日からは、荻窪地域集会施設運営協議会とすることにする。

(平成4年5月26日 委員会決定)

荻窪地域区民センター協議会への名称改正の施行期日について

平成22年4月1日荻窪地域集会施設運営協議会は杉並区との運営委託契約を解除し施設の管理を別途委託業者に移行することになり、名称を荻窪地域区民センター協議会に名称を改めた。協議会は当センターを地域のために有効に活用することに専念することとなった。

(平成21年5月13日総会議決)

荻窪地域区民センター協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、荻窪地域区民センター協議会（以下「会」という）と称し、事務所を杉並区荻窪2丁目34番20号 荻窪地域区民センター内に置く。

(構成)

第2条 会は、別表に定める地域の住民をもって構成する。

2 前項の地域を「荻窪地域」と称する。

(目的)

第3条 会は地域のことは住民自らが責任をもって決めていく「住民自治」の精神に
もとづき、住民相互の交流の便宜を図るとともに、良好なコミュニティを形成
することにより、住みよいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第4条 本会則において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住民とは、地域に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (2) 事業者とは、杉並区内において事業活動を行うものをいう。
- (3) 地域活動団体とは、営利を目的とせず、地域において生活課題の解決等公共性の高い活動を献身的に行う団体をいう。
- (4) コミュニティとは、生活の場としての地域社会において、住民自らが多様化する要求や課題を認識し、自主性と創意を持って主体的な活動を行い、あるいは行政、事業者、地域活動団体との協働を通じて要求実現や課題解決する開放的で信頼感のある基盤のことをいう。
- (5) 協働とは、地域社会の要求と創意の実現及び課題解決を図るための複数の主体が、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力をして取り組むことをいう。

(運営方針)

第5条 会は、政治的に中立を堅持し、宗教的活動及び営利行為は行わないものとする。

(活動)

第6条 会は、その目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 運 営 組 織

(委員の選出)

第7条 会の運営のため、次の各号に掲げる区分により選出した38名以内の委員を置く。

- (1) 萩窪地域内の以下の団体から推薦を受けた者20名以内
 - ア、町会・自治会
 - イ、中学校PTA及び小学校PTA
 - ウ、青少年育成委員会
 - エ、商店会
 - オ、福祉、教育、コミュニティ啓発等で社会貢献の実績があると委員会が認定する上記以外の地域活動団体
 - (2) 萩窪地域内の以下の専門委員の団体から推薦を受けた者4名以内
 - ア、民生委員
 - イ、青少年委員
 - ウ、スポーツ推進委員
 - (3) 本会の運営に熱意のある者で、委員会に諮り選出された者14名以内。この項により委員となる者は萩窪地域内の住民を原則とするが、委員会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項第1号又は第2号から選出される委員の数が、所定の数に満たないときは、当該不足する数を3号による委員をもって当てることができる。ただし、3号により選出される委員数は、委員総数の2分の1以下でなければならない。
 - 3 委員が任期途中で退任した場合は、同一区分から補欠の委員を選出することができる。
 - 4 委員の数が定数を満たさない場合、委員会は適宜委員の補充をすることができる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。
- 3 会の運営上必要な場合、委員会の承認を得て、1期を限度に再任(・延長)することができる。ただし、会長は再任できない。
- 4 会の運営上必要且つやむを得ない場合、委員会の承認を得て、任期(2期)満了後2年以上経過した者のうちから、1期を限度に委員を選出することができる。
- 5 前条第4項にて補充された委員の任期は、委員改選までの残りの期間とする。
- 6 委員の任期は、前各項に定める任期満了となる会計年度の翌年度初めに開催される定時総会の終結の時をもって終了する。

(役員)

第 9 条 会に次の役員を置き、役員は委員の互選によってこれを定める。ただし、部長については、次条第 3 項の定めによる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監事 2名
- (4) 部長 4名

(部会)

第 10 条 会の活動を分担するため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 総務部
- (2) 地域交流部
- (3) 広報部
- (4) 事業企画部

2 部会は、委員の互選した部員をもって組織する。ただし、前条の役員のうち、会長、会計監事の役にあるものは、部員となることができない。

3 各部に部長を置き、部長は部員の互選により定める。

(任務)

第 11 条 前 2 条に定める役員及び部会の活動分担は、次のとおりとする。ただし、協働事業に関する計画及び執行は、事業毎に担当部を役員会において決定する。

区分	分担
会長	会を代表し、会務を統括する。
副会長	会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
会計監事	会の会計監査を行う。
総務部	会の運営及び経理に関する事務、並びに集会施設との連絡調整、その他、他部に属さないこと。
地域交流部	住民の交流と地域づくりに関する事業の実施。
広報部	会の活動 P R と地域住民への情報提供。
事業企画部	地域住民の文化の向上と健康増進等に資する事業の実施。

(事務局)

第 12 条 会に関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に局長、その他職員を置くことができる。

第 3 章 会議

(会議の種類)

第 13 条 会の会議は、総会、臨時総会、役員会、委員会、部会の 5 種類とする。

(会議の招集)

第 14 条 総会、臨時総会、役員会、委員会は会長が招集し、議事を主宰する。委員総数の 3 分の 2 以上の要求があれば、会長はその招集を決定しなければならない。

2 部会は部長が招集し、議事を主宰する。

(会議の審議、成立等)

第 15 条 会議の審議事項は次のとおりとする。

- 2 総会は年度初めに、臨時総会は委員総数の 3 分の 2 以上の賛成を得て必要 の都 度開催し、次の事項の審議を行い決定する。総会及び臨時総会は委員と第 7 条第 1 号及び 第 2 号に定める団体から派遣された者一名によって構成、委員の 3 分の 2 以上の出席をも って成立する。
- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
 - (2) 事業、会計及び会計監査の報告の認定に関すること。
 - (3) 委員の承認に関すること。
 - (4) 会則に関すること。
 - (5) その他会長の提案したこと。
- 3 役員会は、役員をもって構成し、次の事項の審議を行う。
- (1) 委員会に提案すべき事項に関すること。
 - (2) 緊急を要する案件に関すること。
- 4 委員会は、委員全員をもって構成し、次の事項の審議を行う。
- (1) 総会及び臨時総会に提案すべき事項に関すること。
 - (2) 会長から提案された事項に関すること。
 - (3) 各部の計画及び施行に関すること。
 - (4) 委員の選任に関すること。
- 5 部会は、部員全員をもって構成し、それぞれの部の担任事項に関する審議を行う。
- 6 役員会、委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 会議は原則として公開する。ただし、やむを得ない理由のあるときは、出席の過 半数の同意を得て非公開とすることができます。
- 8 会議の議事については、別に定めるものを除くほか、出席の過半数をもって決す る。可否同数の場合、総会及び臨時総会においては構成員の中から互選された議長がこれ を決し、役員会及び委員会においては会長がこれを決する。

(会議への特別参加)

第 16 条 会議の召集権者は、必要に応じて、区職員等を会議に参加させることができ る。

2 前項に規定する者は、議決権を有しない。

第4章 そ の 他

(会計)

第17条 会の経費は、杉並区からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(個人情報の取り扱い)

第18条 会の取り扱う個人情報については別に定めるプライバシーポリシーに基づき、慎重かつ適切に取り扱うものとする。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮って会長が別に定める。

(本会則は平成30年4月1日制定)

(本会則は令和元年5月10日改正)

(本会則は令和4年4月26日改正)

(本会則は令和6年4月23日改正)

(本会則は令和7年4月22日改正)

《別表》

荻窪地区民センター協議会

地 域

町 丁 目		
天 沼	1~3	丁 目
荻 窪	1~5	丁 目
上 荻	1	丁 目
清 水	1~3	丁 目
宮 前	1~3	丁 目
本 天 沼	2~3	丁 目
南 荻 窪	1~4	丁 目
今 川	1~2	丁 目
桃 井	1~2	丁 目
高 井 戸 東	4	丁 目
宮 前	4 丁目	26~28 番
浜 田 山	4 丁目	16~18 番
成 田 西	2 丁目	9~14 番
成 田 西	3 丁目	17~20 番
阿 佐 谷 南	3 丁目	13 48~51 番
本 天 沼	1 丁目	6~7 14~16 番

荻窪地区区民センター協議会範囲図

荻窪地域エリア図

